

改正

令和4年3月29日規則第15号

令和5年3月31日規則第8号

四万十町体験型観光施設条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、四万十町体験型観光施設条例（令和2年四万十町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

**第2条** 条例第4条の規定による体験観光施設の使用許可の申請は、四万十川ジップライン使用申請書兼誓約書（様式第1号）により行うものとする。

(使用者の条件)

**第3条** 条例第4条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 身長120センチメートル以上かつ体重110キログラム未満の者であること。
- (2) 別に定める安全講習を受講した者であること。
- (3) 18歳未満の場合は、保護者又は保護者に相当すると認められる者（次号において「保護者等」という。）の同意があること。
- (4) 中学生以下の場合は、保護者等の同伴があること。

一部改正〔令和5年規則8号〕

(使用料)

**第4条** 条例第6条第2項に規定する町長が規則で定める額は、次の表のとおりとする。

区分		使用料（1人1回につき）	
		個人	団体（20人以上）
ジップライン	18歳以上の者	1,980円	1,780円
	18歳未満の者	1,320円	1,180円
シューズ		330円	
ズボン		550円	
ウェアラブルカメラ		1,100円	

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは使用料を減額することができる。
- 3 前2項の規定による使用料は、第2条の規定による申請が許可された際に納付するものとする。
- 4 災害、天候等の使用者の責めに帰することができない理由その他町長が認める特別な理由があるときは、既に納付された使用料を還付することができる。

(その他)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和4年3月29日規則第15号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月31日規則第8号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

【 四万十川ジップライン使用申請書兼誓約書 】

四万十町体験型観光施設条例第4条の規定により、次のとおり施設の使用許可を受けたく申請します。

また、施設の使用に際して次の事項について誓約します。

- ① 管理者から提示された注意事項等を遵守し、自己責任による安全管理（同伴者に対する指導責任を含む。）に努めること。
- ② 管理者から提示された注意事項等を遵守せずに施設内で生じた事故又は損害について、管理者に対してその責任の追及又は損害賠償請求をしないこと。

記入日：       年       月       日

代表者（又は同意する保護者等）		
フリガナ お名前	生年月日	年 月 日生
住所（〒           —           ） 都 道 府 県		
携帯番号（※ご本人様）		
緊急連絡先（※ご本人様以外）		
代表者以外の参加者		
参加者① お名前	年齢	才
参加者② お名前	年齢	才
参加者③ お名前	年齢	才
代表者が同意をした使用者（18歳未満）※高校生以下の方 ※中学生以下の方は、保護者の同伴が必須です。		
お名前	年齢	才
お名前	年齢	才
お名前	年齢	才

全部改正〔令和5年規則8号〕